

4、各科目のお勧めの教材+科目別一言アドバイス

新試・予備の過去問演習については公法については憲法ガールや行政法ガール（法律文化社、大島義則）、その他についてはぶんせき本（辰巳法律研究所）、がお勧めです。論証集については前述しましたので省略させていただきます。

○憲法

- ・入門書…基本憲法（日本評論社、木下智史・伊藤建）
- ・基本書…基本憲法。入門書と同じです。
- ・演習書…前期（学習スタート～中級レベル＝上位ロー合格レベル。約1年間）は司法試験論文本試験過去問（辰巳法律研究所、棟居快行、いわゆるLIVE本）。平成11年までの旧試のうち24問を扱った1冊です。2000年発行と古く現在では絶版になっており、ネット通販やamazonでしか入手できないのが難点です。答案の型もやや古いものです。しかし、解説がしっかりしており、特に判例の事案との比較に言及するなど参考になる点は多々あります。基本憲法と組み合わせてやって欲しい一冊です。

後期（中級レベル～司法試験合格レベル。約1年半～2年間）は読み解く合格思考憲法（辰巳法律研究所、玄唯真）の演習部分。旧試験10問と網羅性には欠けませんが、棟居LIVE本と組み合わせれば十分でしょう。人権の保障の根拠や制約強度の根拠まで遡った説明など目から鱗が落ちるような解説もあり、非常にためになります。

- ・判例集…百選
- ・一言アドバイス…新試憲法は主張反論方式や三段階審査など書き方に癖があります。可能な限り早い段階で過去問に取り組み、主張反論方式に則った書き方を身につけましょう。

近年の新試憲法では問題文の誘導に乗ることがなにより重要になってきています。誘導というと民訴や行政法を想起しますが、憲法でも非常に重要です。誘導は年々丁寧になってきています。それを外すと一気に採点基準から外れることとなります。絶対評価で落ちます。みんな誘導があることに気付いて誘導に乗ろうと頑張っているのですが、誘導に乗れないだけで相対的に沈みます。問題文に誘導が乗り始めたのはH26からなので、H26以降の過去問起案を通じて誘導に乗る練習をしてください。

また、一つの事情を合憲側・違憲側の両方で評価すべきというのは採点実感で幾度となく指摘されてきたことです。実務でもNHK受信料訴訟において1つの事実を原告側被告側がそれぞれ自分の主張の根拠に援用しています。このような多角的な事実認定は非常に参考になるので一度読んでみると当てはめの参考になります。

○行政法

- ・入門書…行政法入門（有斐閣、藤田宙靖）
- ・基本書…基本行政法（日本評論社、中原茂樹）
- ・演習書…行政法だけは特殊で、基礎演習行政法（日本評論社、土田伸也）を2～3周した後、すぐに事例研究行政法（日本評論社、曾和俊文など）に入りましょう。事例研究行政法には答案例がないので、受験生の間で出回っている答案例や、予備校講座、ヤフオクで売っている答案例などを利用しましょう。
- ・判例集…百選又は行政法判例ノート（弘文堂、橋本博之）。行政法は網羅的な判例学習は不要なので、事例研究行政法と過去問で出てきた判例を押さえるようにすれば足りるかと思います。
- ・一言アドバイス…司法試験行政法は同じような問題が何度も何度も繰り返し出されています。例えば、処分生、第三者の原告適格、裁量基準のある場合の処分の違法性などです。それ故に、過去問を可能な限り早く解いて、書き方を確立してしまえば後は非常に楽になります。後期に入ったら可及的速やかに過去問を解くようにしましょう。

なお、新試H29採点実感では「里道の近くに居住する者が当該里道の用途廃止処分の取消しを求めるにつき原告適格を有しないと判断した最高裁判所昭和62年11月24日判決（集民152号247頁）に言及して適切に論じている答案は、優秀な答案と判断した。」とされています。しかし、この判例は百選、行政法判例ノート、行政法判例集などの著名な判例集に掲載されておらず、サクハシ、基本行政法、塩野行政法といったベーシックな基本書にも掲載されていません。ケースブック行政法と宇賀Ⅱに僅かに引用されているのみです。このようなマニアックな判例を書けなくても高得点は十分取れます。行政法はもともと学ぶ判例は限られていますから、細かい判例を潰していく必

要はありません。